

ミモザ荘ホームヘルパーステーション

指定訪問介護重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2550 (午前8時30分～午後17時30分まで)

担当 小野田 一美 石川 美代 *ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

2 ミモザ荘ホームヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	1073100016
事業所名	ミモザ荘ホームヘルパーステーション
所在地	群馬県邑楽郡板倉町大字細谷217
サービス提供地域*	館林市・板倉町・明和町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	備考	計
管理者		1名(1)		他事業所兼務	1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	1名()	1名()	定期巡回型訪問 介護兼務	2名()
サービス提供責任者	ヘルパー 1級修了者	1名()	名()	定期巡回型訪問 介護兼務	1名()
従事者	介護福祉士	名()	2名()	定期巡回型訪問 介護兼務	2名()
	介護職員基礎研修課程修了者 (旧ホームヘルパー2級含む)	名()	9名()	定期巡回型訪問 介護兼務	9名()
	その他	名()	名()		名()

()内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:30～17:30	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日・祝日	○				
日					

3 サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助・入浴介助・排泄介助 等

(2) 生活援助

・買物・調理・掃除・洗濯 等

(3) その他日常生活上の支援

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割 2割 3割です。

(介護負担割合証に応じる)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

{料金表ー基本料金・通常時間}

身体介護	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
	2440円(1割) 4880円(2割) 7320円(3割)	3870円(1割) 7920円(2割) 11880円(3割)	5670円(1割) 11340円(2割) 17010円(3割)	820円(1割)加算 1640円(2割)加算 2460円(3割)加算
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上		
	1790円(1割) 3580円(2割) 5370円(3割)	2200円(1割) 4400円(2割) 6600円(3割)		

* 初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位の2,000円(1割負担の場合)をいただきます。

下記参照にて新規の訪問介護作成した場合

- ・利用者が過去2ヶ月に当該指定訪問事業所からサービスの提供を受けていない。
- ・サービス提供責任者以外が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に指定介護を行った。
- ・サービス提供責任者以外の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定介護指定訪問介護を行ったサービス提供責任者が同行した場合。

* 介護職員等処遇改善Ⅱ 算定単位数の22,4%相当単位数

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。

(3) その他

- ① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。
- ② 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求書を利用者に送付します。

金融機関又は郵便局からの口座自動引き落としとなります。

引き落としは、翌月の22日（日曜祝日に当たる場合は翌日）に自動引き落としとなります。

郵便局は、末日に口座自動引き落としとなります。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。介護保険情報を確認させていただきます。

担当している介護支援専門員がいる場合は、担当の介護支援専門員に連絡を取り契約、アセスメントサービス計画書作成後、担当者会議開催後、同意を得てからサービス提供を開始します。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※担当している介護支援専門員や介護認定が出ていない場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携をとらせて頂きます。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定または要支援認定が、非該当（要支援または自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

（3）事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る

居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 当社の指定訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(2) サービスの利用のために（サービスの選択肢となるようなものを提示する。）

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の方はお申し出ください。
従業員への研修の実施状況	○	毎月ヘルパー会議を実施
サービスマニュアルの作成状況	○	
個人情報に関する使用の同意	○	
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時連絡先	氏名	
	連絡先	

8 サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談 苦情担当

担当 小野田 一美

電話 0276-77-2550

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村所管課 板倉町 介護高齢係 健康介護課 連絡先電話 0276-82-1111

館林市 健康福祉課 介護保険係 連絡先番号 0276-72-5133

明和町 介護福祉課 介護保険係 連絡先番号 0276-84-3111

9 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人ポプラ会

代表者役職・氏名 理事長 堀越 裕一

本部所在地・電話番号 群馬県館林市田谷町1187-1

電話 0276-77-2230

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人ポプラ会

所在地 群馬県館林市田谷町1 1 8 7 - 1

事業所 ミモザ荘ホームヘルパーステーション

所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字細谷217

(事業所番1073100016)

代表者氏名 理事長 堀越 裕一 印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所

氏名 _____ 印 _____